

前橋市監査委員公表第18号

前橋市長から財政援助団体監査の結果に対する措置について通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、別紙のとおり公表します。

平成30年11月19日

前橋市監査委員	福	田	清	和
同	田	村	盛	好
同	中	里		武
同	笠	原		久

財政援助団体監査結果に係る措置通知書

措置日 平成30年10月24日

監 査 結 果 (指摘・要望事項)	指摘事項に対する措置内容及び 要望事項に対する考え方等
<p>【監査対象団体：前橋市幼年少年女性防火クラブ 推進委員会】</p> <p>【監査対象所属：予防課】</p> <p>1 補助金交付要項の見直しについて（要望事項）</p> <p>幼年少年女性防火クラブ推進委員会運営補助金の交付要項において、補助対象経費に適さない経費についての具体的な例示の記載がなかった。</p> <p>補助事業者が補助対象事業を実施するにあたり、本来の交付目的に沿った補助金充当を行えるよう、財政課で示している交付基準に基づいた補助金交付要項を作成するとともに、補助事業者に対して、より適正な事業執行となるように指導されたい。</p>	<p>補助金交付要項については、来年度から、財政課が示した補助金等交付基準や補助金等交付要項の作成上の留意点を参考に、補助対象経費としてふさわしくないものを具体的に例示するなどの見直しを図ることを決定するとともに、補助事業者に対しては、補助金等交付基準に基づいた補助金充当を行うよう指導を行った。</p>